



# コーポレート・ガバナンス | 社外取締役

GRI 2-9,10

## 社外取締役

氏名	監査等委員	独立委員	選任理由	独立役員として指定した理由
宇波 信吾		●	同氏は、金融界における豊富な経験と高い見識、企業経営に関する幅広い知見を有し、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただくほか、報酬委員会の委員長、指名委員会の委員を務め、また、CSR委員会での審議にも尽力いただいている。今後も人事・労務や財務会計などの専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する監督等の役割を果たしていただけるものと期待しています。	同氏は過去、取引銀行であるみずほ信託銀行株の業務執行者でした。2023年3月期の金融機関からの借入総額は総資産額の1.3%と低く、当社は特定の金融機関に依存していないことから、同行との関係は業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である子会社・関連会社と同程度の影響を与えるものではありません。一般株主さまとの利益相反のおそれがないと判断し、指定しました。
林 いづみ		●	同氏は、弁護士として企業法務に精通し、知的財産やコンプライアンスに関する高度な知見を有し、社外取締役を務められました。指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務めるほか、CSR委員会では審議等を担当いただいている。今後も、法務やリスク管理に関するグローバルな視点かつ専門的な見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たすことを期待しています。	同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性判断基準を満たしており、同取引所が定める独立役員として届け出ています。桜坂法律事務所のパートナーですが、同法律事務所と当社との間に顧問関係や法律事務の委任関係はなく、過去3年間において支払い実績もありません。以上から一般株主さまとの利益相反のおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
伊藤 邦光	●	●	同氏は、会計税務に深い見識を有する公認会計士および税理士であり、指名委員会と報酬委員会で委員を務めるほか、CSR委員会での審議等を行っていただいている。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由から今後も引き続き、専門的見地から経営への助言や業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていくと判断し、選任しています。	同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性判断基準を満たしており、同取引所が定める独立役員として届け出ています。同氏は伊藤会計事務所の代表ですが、同会計事務所と当社との間に顧問関係や会計税務の委任関係はなく、支払い実績もありません。以上から一般株主さまとの利益相反のおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
相良 由里子	●	●	同氏は、弁護士としての高い専門性とグローバルな知見を持つほか、税理士として知的財産に関する深い見識を有しています。指名委員会と報酬委員会の委員を務め、CSR委員会に出席し、これら委員会での審議等を担当いただいている。社外役員以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、今後も、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていくと判断しました。	同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性判断基準を満たしており、同取引所が定める独立役員として届け出ています。同氏は中村合同特許法律事務所のパートナーですが、同法律事務所と当社との間に顧問関係はなく、支払い実績は過去3年間の平均で約10万円です。以上から一般株主さまとの利益相反のおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。
三浦 啓一	●	●	同氏は、太平洋セメント株の経営に携わり、研究企画等の豊富な経験と高い見識・能力を持つほか、化学業界で社外取締役を務めるなど豊富な経験を有しています。指名委員会と報酬委員会の委員を務め、CSR委員会に出席し、これら委員会での審議等を担当いただいている。上記の理由から今後も、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていくと判断し、選任しました。	同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、社外役員の独立性判断基準を満たしており、同取引所が定める独立役員として届け出ています。同氏は過去、太平洋セメント株で業務執行者でしたが、同社と当社との間に取引関係はありません。以上のことから、一般株主の皆さまとの利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。